

第 2 部 各論 (案)

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況等に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を活かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 地域ニーズに合わせた地域型保育施設の導入が容易になること。
- ④ 人口減少が今後も見込まれる中、区域を小さく設定すると地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

本市では、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度及び認定区分			1年目（R7）					2年目（R8）					3年目（R9）				
			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
					2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）			51	459	140	105	80	45	406	105	140	77	38	345	140	140	77
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
		幼稚園	45					45					45				
		保育園		704	171	141	89		704	171	141	89		704	171	141	89
		従来型幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域型保育事業	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—
②-①			4	294	45	48	14	10	347	80	13	17	17	408	45	13	17

計画年度及び認定区分		4年目 (R10)					5年目 (R11)					
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			
				2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		39	347	140	140	77	39	347	140	140	77	
②確保の内容	特定教育・保育施設	認定こども園	10	49	11	10	5	10	49	11	10	5
	幼稚園	45					45					
	保育園		704	171	141	89		704	171	141	89	
	従来型幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	3	2	—	—	—	3	2	—	
②-①		16	407	45	13	17	16	407	45	13	17	

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて幼児を教育する幼稚園をいう。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。

■ 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位:人)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
児童数推計	358	385	420	420	420
確保方針合計	432	432	432	432	432
保育利用率 (目標値)	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%	89.6%

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定が第二子以降無償化等の理由により増加傾向にあります。しかし、今後の人口減少が予想されるため、現状の見込み量については、保育士不足の状況にはあるものの定員数の中で充足できる予定です。急激な社会変化の中で不足する場合は、既存施設の定員数を見直し、必要に応じた定員増により体制を確保することを目指します。また、民間の力を活用した地域型保育事業の導入を支援します。

1号認定に対応できる施設は市内に3施設(めぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園¹³)ありますが、令和4年度よりめぐみ幼稚園は、施設型給付を受ける幼稚園へ移行しています。保護者の多様なニーズに対応するため、「魚沼市公立保育園等再編計画¹³」の個別再編方針により検討していきます。また、公立保育園等の民間移譲の可能性等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、その結果を令和5年12月に公表しましたが、今後のあり方につきましては、民間移譲実現の可能性は低いと判断し、当面は公立保育園としての運営を継続する方針です。

¹³令和6年度末廃止予定…入広瀬幼稚園、ひがし保育園

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、こども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

令和6年4月に児童福祉法改正により既存の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の双方の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う魚沼市こども家庭センター¹⁴を設置しました。

子育てなどに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世代に対する包括的な相談支援体制の強化を図ります。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き、関係機関（子育て支援センター、保育園、こども園、幼稚園など）の連携を図り、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

妊娠届出時からこども家庭センターを相談窓口として周知し、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるようにします。

市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。

○目標事業量【実施か所数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

¹⁴「こども家庭センター」…従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

魚沼市子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日の9時から11時30分、堀之内なかよし保育園の広場開放では、月曜日から金曜日の9時から15時、すもんこども園では月曜日から金曜日の8時30分から11時30分の自由開放を実施しています。

少子化や未満児の保育園入所の増加等により本事業の利用者数は減少傾向にあり、核家族化が進む中、子育てについての悩みを気軽に相談できる環境づくりや孤立感の防止が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

また、来場者数は減少していくことが予想されますが、子育て支援センターでの乳幼児健診等を実施しており、このような場を活用しての相談体制を充実していくことが必要です。また、健診等も含めたセンター事業の更なるPRを行い、利用者の増加を図っていくことが必要です。

○目標事業量（子育て支援センターの年間総利用者数）

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	9,000人	8,500人	8,000人	7,500人	7,000人
②確保の内容	9,000人	8,500人	8,000人	7,500人	7,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 10,310人

令和5年度 8,767人

3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

関係機関と連携し、母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行っています。

妊婦健診では、健康診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な相談に応じています。14回の妊婦健康診査に加え、市独自に15回目以降の健診費用も助成しています。

また、低出生体重児・早産児には、新潟県版リトルベビーハンドブックを配布するなど、医療機関と連携しながら支援を行っています。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き出産するまで健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠、子育ての不安解消に努めます。

今後も医療機関と連携しながら、定期受診がない妊婦がいないか確認し、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：交付実績】令和4年度 137人

令和5年度 135人

4 乳児家庭全戸訪問事業

育児経験の豊富な訪問スタッフと保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、親子の孤立を防ぎ適切な支援につなげています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の訪問実施率は、99.3%です。

継続支援が必要な保護者に対しては保健師等が訪問し、乳児の成長発達の確認や子育て不安の軽減と孤立防止を図ることができています。訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児がいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。切れ目のない支援を継続できるようスタッフ研修や連携を強化していきます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	140人	140人	140人	140人	140人
②確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：訪問実績】 令和4年度 訪問数 142人
令和5年度 訪問数 139人

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者のうち、養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行う事業です。

これまで養育支援訪問事業として実施していた家事・育児支援は、令和4年児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹⁵の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭の支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、関係機関と連携しながら個々の家庭が抱える養育上の問題を解決するよう継続的に支援しています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署、民生児童委員等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。必要な対象者には関係機関と連携し全数支援できるように対応します。

【参考：訪問実績】 令和4年度 訪問数 2人（助産師による指導助言）
令和5年度 訪問数 0人

¹⁵ 「特定妊婦」…出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていないか、妊婦健診が未受診の場合もある。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施しているのは新潟市、阿賀野市、見附市のみです。

■今後の方向性

本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のケースに応じて、広域的な連携によって対応していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

令和5年度の実績は、依頼会員91人、提供会員18人、両方会員3人、利用回数は、保護者等の外出の場合の預かり107回、保護者等の就労の場合の預かり20回、保護者等の病気や急用の場合の預かり3回、学童保育への送迎と学童保育後の預かり14回の合計144回でした。令和3年度から市の助成制度を設け、依頼会員の利用料に上限額を設定したことにより、利用回数が増加し続けており、依頼会員数・提供会員数共に増加傾向にあります。しかし、依頼会員に対して提供会員の増員が伸び悩んでおり、人材確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

市公式LINEなどを活用した事業内容の効果的な周知を図り、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。

また、提供会員については様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量

【ファミリー・サポート・センター（小学生対象）】 (延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み (依頼会員)	20人	21人	22人	23人	24人
②確保の内容 (提供会員)	20人	21人	22人	23人	24人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

【参考：会員数（小学生対象）※令和6年度は会員更新時点】

令和4年度 依頼会員9人 提供会員0人 両方会員1人

令和5年度 依頼会員12人 提供会員1人 両方会員1人

令和6年度 依頼会員10人 提供会員1人 両方会員1人

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園（こども園含む）で一時預かり事業を、幼稚園で預かり保育事業を実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業については、令和3年度から市の助成制度を設けたことにより依頼件数も増加傾向にあります。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。また、緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。

○目標事業量

【保育園・こども園】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	400人	400人	400人	400人	400人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 283人

令和5年度 401人

【幼稚園（在園児対応）】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②確保の内容	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 3,849人

令和5年度 3,417人

【ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象）】

(延べ利用人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み (依頼会員)	120人	122人	124人	126人	128人
②確保の内容 (提供会員)	120人	122人	124人	126人	128人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

【参考：会員数（就学前児童対象） ※令和6年度は会員更新時点】

令和4年度 依頼会員 66人 提供会員 15人 両方会員 3人

令和5年度 依頼会員 79人 提供会員 17人 両方会員 2人

令和6年度 依頼会員 55人 提供会員 13人 両方会員 2人

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園（こども園含む）で実施しています。令和2年度から5年度までの年間平均利用実人数は約646人です。公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分（土曜は19時）まで、第二たんぼぼ保育園では19時までそれぞれ開園しています。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。

○目標事業量【延長保育利用児童数】

(実人数)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	652人	609人	585人	587人	587人
②確保の内容	652人	609人	585人	587人	587人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】令和4年度 383人

令和5年度 635人

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

平成28年度から子育て支援センターでの病後児保育は廃止し、魚沼市立小出病院内で定員おおむね6床で開設しました。令和5年度は延べ利用者数212人、実利用者数125人の利用があり、医師、看護師の常駐する病院での保育は利用者にとって安心できる環境になりました。

インフルエンザ等が流行した場合の保育士の不足や当日のキャンセル等利用方法が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

働く保護者への支援として、魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。

保護者へは子育て便利帳への掲載等で周知していますが、お知らせ版や魚沼市公式LINE等を活用し制度を周知するほか、ファミリー・サポート・センター事業の依頼会員に紹介するなど、潜在的なニーズに届くような周知に努めます。

○目標事業量【病児・病後児保育事業】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
②確保の内容	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】 令和4年度 延べ利用者数 185 人 実利用者数 125 人
令和5年度 延べ利用者数 212 人 実利用者数 125 人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況・課題

令和6年度においては、9小学校区で11のクラブ（公立10クラブ、私立2クラブ）を開設し、381人の児童（R6.5.1現在。入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く。）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブが利用者数の増加により定員を超えていることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員が放課後児童支援員として従事しており、長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの利用児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年は特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり、適切な支援を行うための職員の育成などの課題があります。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

(1) 放課後児童クラブ

平成27年度から小学校6年生までが利用対象となったことから一時的に需要が増加しま

したが、少子化による児童数減少の一方で、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことより現在の放課後児童クラブの利用者数は横ばいの状況にあります。今後もしばらくこの状況が続くことが見込まれるため、ニーズ調査の結果を踏まえながら引き続き量の確保に努めていきます。

また、職員のキャリアアップ、特別な支援が必要な児童に対する研修などの受講機会を充実させ、保育の質の向上を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成 27 年度に堀之内小学校敷地内に新たな施設を建設したことにより、定員を 80 人に増加しましたが、利用者数の増加により定員を超えています。また、クラブの規模が 40 人を超えていることから、施設内で保育の集団を 2 つに分割しています。

今後の利用者数も横ばい状態が続く見込みを踏まえ、堀之内地域内に新たな児童クラブの設置を検討します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぼクラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぼクラブは、小出小学校区を対象区域、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブ）

湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブは、湯之谷小学校区を対象区域としています。

湯之谷放課後児童クラブは、利用者数の増加により施設内で保育の集団を 2 つに分割して実施していましたが、井口小学校の改築、移転に併せ、平成 29 年度に湯之谷小学校内に湯之谷やくしクラブを新設し、2 箇所分割したところです。現在は、いずれのクラブも定員内に収まっていることから継続して実施します。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、旧入広瀬小学校区を対象区域としています。

児童数の減少により利用者数も減少していますが、継続して実施します。

○目標事業量

(単位：人)

	R4	R5	R6	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
児童数(5/1 現在)	1,394	1,363	1,347	1,345	1,298	1,263	1,219	1,139
うち低学年	695	680	652	635	607	595	579	527
うち高学年	699	683	695	710	691	668	640	612
①見込み量(低学年)	316	310	306	312	298	292	285	259
①見込み量(高学年)	95	90	86	90	90	90	90	90
①合計	411	400	392	402	388	382	375	349
②確保の内容	400	400	400	420	420	420	420	420
②－①				8	32	38	45	71

※令和4年度から令和6年度の見込み量欄の数字は、通年利用の登録をしている児童の実数です。

(2) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用に関する具体的な方策

担当部局間で協議し、学校施設の利用促進を検討していきます。

(3) 放課後児童クラブ等の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの運営については、教育委員会部局で実施しております。児童の健全育成のために福祉部局とも連携しながら事業を実施していきます。

(4) 特別な支援を必要とする児童への対応に関する方策並びに放課後児童クラブの役割を向上させるための方策

学校と放課後児童クラブとの連携会議を実施し、特別な支援を必要とする児童を含めた利用児童についての情報共有をすることで、一人一人の状態に応じた対応ができるよう努めます。

(5) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容についての周知を推進させるための方策

利用者に対しては、迎えに来た保護者に対して児童の様子を伝えることや連絡帳を通して、支援内容について伝達しています。

また、地域住民に対しては、市広報誌やホームページ等を活用し、放課後児童クラブでの支援内容の周知に努めます。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことができるとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。

■現在の実施状況

幼児教育・保育無償化に伴い対象となった副食費の補助については、公立保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるよう補助対象範囲を拡充し、私立幼稚園に在籍する魚沼市の満3歳以上のすべての子どもの副食費の費用について補助を行っています。

■今後の方向性

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減のため継続して実施します。

13 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事や育児等の支援を行う事業です。

■現在の実施状況

令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援は本事業で実施しています。

児童や保護者又は妊婦等からの相談や関係機関からの情報提供、相談等により、支援の対象者の把握に努めます。関係機関と連携しながら、それぞれの家庭が抱えている養育上の問題を解決できるよう継続的に支援していきます。

■今後の方向性

今後も切れ目のない支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、支援を必要とする家庭に確実に支援が行えるよう努めます。

○目標事業量【延べ利用人数】

(単位：人)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の内容	300	300	300	300	300
②－①	0	0	0	0	0

【参考：延べ利用人数】 令和4年度 56人

令和5年度 36人

※養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援に関する訪問実績

14 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

■現在の実施状況

魚沼市では未実施です。

■今後の方向性

状況を踏まえながら事業の在り方の検討を行います。

15 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。

■現在の実施状況

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」を客観的に捉えることができるようになることや、支援者の基礎的な知識と技術の習得の場の提供として計6回のペアレント・プログラムを実施しています。

■今後の方向性

現在のペアレントプログラムに加え、要保護児童等の保護者を対象としたペアレントトレーニングの実施を検討していきます。

○目標事業量

(単位：人)

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

16 こども誰でも通園制度事業（新規）

就労要件等を問わず、月一定時間のなかで、0歳6か月～2歳の子どもを預かります。

■現在の実施状況

令和8年度からの本格実施に向けて市内の施設での受入態勢を整備していく必要があります。

■今後の方向性

利用定員に空きがある施設を中心に実施施設数を拡大し、ニーズに対応していきます。

17 産後ケア事業（新規）

魚沼市に住所があり、産後の体調不良又は育児不安等がある方、家族等の支援が十分に受けられない方、産後の経過に応じた日常生活等について相談したい方、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施します。

■現在の実施状況

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成30年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

- ・宿泊型・日帰り型（実施医療機関：小千谷総合病院、たかき医院、利用回数：宿泊型と日帰り型と合わせて7日以内）
- ・訪問型（実施医療機関：市立小出病院、利用回数：原則2回まで）

■今後の方向性

今後も妊娠届出時、出生届出時、医療機関との連携の中で情報提供を行い、支援が必要な産婦の利用につなげていきます。

○目標事業量【延べ利用人数】

（単位：人）

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	83	83	83	83	83
②確保の内容	83	83	83	83	83
②－①	0	0	0	0	0

18 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊産婦等を対象に、保健師等が出産や子育ての見通しを一緒に確認し、子育てに関する情報の提供や相談に応じ、必要な支援につなげる事業です。

■現在の実施状況

保健師や助産師等がすべての妊産婦等に妊娠届時・出産前・出生届出後の3回の面談や訪問を行っています。妊産婦等の心身の状況や子育ての環境等の把握を行い、必要な支援を行っています。

本事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施しており、令和7年度から法制化された事業です。

■今後の方向性

今後も面談等を通じ、妊娠から出産・子育てへと切れ目のない相談支援を行います。

○目標事業量【面談実施合計回数】

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
①量の見込み	420回	420回	420回	420回	420回
②確保の内容	420回	420回	420回	420回	420回
②-①	0回	0回	0回	0回	0回

※面談実施合計回数 420回＝妊娠届出数 140人×面談回数 3回

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。

本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設（公・私立各1園、なお公立1園は休園中であり、令和6年度末で廃止の予定）あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。

ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心の高さがうかがえます。まずは、既存施設の有効利用を図ることを第一とし、地域の状況や保護者ニーズの把握に努め、安心安全な施設環境と幼児教育及び保育サービスを安定的に提供できる体制を確保していきます。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策

依然として、子どもやその家族を取り巻く環境は急速な少子化に加え、核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、子育ての孤立感や負担感の増加、児童虐待¹⁶の深刻化など様々な課題を抱えています。

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。

そのような中で、各種研修会への保育士の参加等を通して、職員の資質向上、教育・保育の質の向上に取り組んできましたが、今後も保育士等の自主的な研修参加を促し、資質向上を目指します。

また、魚沼市公立保育園等再編計画を進めるにあたっては、当面公立園のまま維持する方針とし、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、小規模保育から地域型保育事業への緩やかな移行をすすめるとともに、「公共施設等総合管理計画」に添って将来的に持続可能な保育環境を整え、施設の維持・運営に努めていきます。

地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ってきました。

放課後児童クラブでは特別な支援を必要とする児童に対応するため、加配を行うなど引き続

¹⁶ 「児童虐待」・・・保護者が18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの行為を行うこと。

き児童の生活環境の改善、向上を目指します。

一時預かりについては、全ての保育園で実施しており、平成27年度から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。引き続き、保育園等で一時預かりを行います。

また、子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業を実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。

3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを含め、課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ってきました。今後も、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。

また、保育園等訪問巡回相談やステップアップ教室での情報を共有するとともに、園から小学校へ切れ目なく移行できるよう幼保小の連携を高めていきます。

放課後児童クラブにおいては、定期的に連絡会議を開催し、児童の対応について共通理解を図っています。今後も個別の事情に応じて幼保小間が接続しやすくなるよう連携を更に高めていきます。

幼保小の連携については、「幼保小接続架け橋期のカリキュラム」の作成を通し、関係者間で「期待する子ども像」を共有しました。2回の幼保小合同研修会を通じて、小学校区単位の取組の重点を掲げ、課題解決に向けて実践に取り組みました。今後も子どもの姿を見取りながら、継続的に見直し改善に取り組んでいきます。

令和6年度には小学校でスタートカリキュラムの取組を開始し、保護者へのアンケート調査により、入学時の不安感が軽減されていることが分かりました。「架け橋プログラム」を紹介したリーフレット「～安心して入学を迎えるために～」を作成したことから、子育てセミナーで配布説明を行い、保護者・地域への理解と協力を図り、すべての子どもが安心して入学を迎えられるように努めていきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により新たな給付(子育てのための施設等利用給付)の対象となった預かり保育事業を実施する幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)や認可外保育施設等(特定子ども・子育て支援施設)については、公正かつ適正な支給を実施し、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保し、保護者の負担軽減を引き続き実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果では、育児休業を早めに切り上げ仕事に復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した方が56.4%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方が26.5%、『その他』と回答した方は23.7%で、記載理由の中でも『職場の育休制度が1年だったため』、『育休を延ばしにくい雰囲気だったため』などの意見が多く見られ、『希望する保育園に入るため』と回答した方は全体の21.3%でした。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、89.7%が1歳になるまで育児休業を取得したい、6.9%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から、施設を充足しただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得にはつながらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると少数ながら、その保育施設を利用するために育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設¹⁷又は特定地域型保育事業¹⁸の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今まで以上に育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行うことで、市内全体で産後休暇・育児休業後の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を目指します。

事業名	事業内容
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市公式LINE、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行う。健診等の機会を利用してのLINE周知と登録者数を増やしていく。
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。「魚沼市こども家庭センター」において包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していく。

¹⁷ 「特定教育・保育施設」・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。なお、施設型給付とは、認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をいう。

¹⁸ 「特定地域型保育事業」・・・市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）」をいう。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、魚沼市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による見守りや寄り添いが重要です。

虐待の発生を未然に防ぐため、保育園等や、学校、子育て支援センター等が連携し、子育て世帯の育児不安や孤立感の軽減を図るとともに、こども家庭センターでは設置し妊娠から子育て期の切れ目ない支援を行い、要対協と連携し虐待の防止に努めています。また、特に必要と判断した場合には養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

事業名	事業内容
子どもからの相談体制確立	小中学校に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスターを掲示し、学校以外にも相談できる場所があることを知らせる。
相談チラシの配布	虐待などの相談のための連絡先等を周知するチラシを小中学生に配付する。保育園等には保護者へ配布する。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。（H21年から全戸訪問実施）
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。
要保護児童関係機関との協働	要対協の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。
養育支援訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計維持の役割を1人で担っており、子どもの養育や経済面での困難に直面している事例も多く見られるため、関係機関等との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していくうえで起きる様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して頼ることのできる相談窓口が求められています。各相談窓口等の受付内容、所在を分かり易くまとめた子育て便利帳等を活用して周知を図り、相談体制の充実を図っていく必要があります。

事業名	事業内容
児童扶養手当	18歳以下の子ども（障害のある子どもは20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給（所得制限有）
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成（所得制限有）
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成（所得制限無）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父または母が、資格取得のため養成機関で修業した際に修業期間の生活費を支給（所得制限有）
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減
保育料の軽減	ひとり親家庭で非課税世帯等の場合

3 障害児施策の充実

次世代を担う全ての子どもたちが、将来自立し社会に参加するため、障害や特性の有無に関わらず、いきいきと安心して生活できるように、一人ひとりの特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

障害の早期発見、早期支援及び日常生活を送るための訓練の推進と、障害の原因となる疾病及び事故等の予防のため、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。

また、本人及び保護者と教育委員会事務局、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

障害の特性がいまだ社会的に十分理解されていないと思われることから、「共生社会」と「心のバリアフリー」に対する意識の醸成に繋がるよう適切な情報の周知が必要であり、さらに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援体制の整備が必要です。

社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉推進計画」、障害者基本法に基づき策定した「魚沼市障害者計画」、障害者総合支援法¹⁹に基づき策定した「魚沼市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づき策定した「魚沼市障害児福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

¹⁹ 「障害者総合支援法」・・・正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

事業名	事業内容
つくしプレイ教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室
ペアレント・プログラム	2歳から5歳の子どもの保護者対象の支援プログラム
就学相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用
保育園等訪問巡回相談事業	保育園等を訪問し、子どもの発達に不安のある保護者、保育園等からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。
日中一時支援事業	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。
発達支援コーディネーター研修	保育園等に発達支援コーディネーターを配置し、子どもの理解や発達に不安のある子どもの早期発見、早期支援に繋がられるよう、ブラッシュアップ研修を行う。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者(児)の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。(ただし、20歳未満は一部負担金なし)
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
障害児福祉手当	在宅で常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児に手当を支給し、福祉の増進を図る。
特別児童扶養手当	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。

第7章 保護者の仕事と家庭との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて長期の人口減少社会の中で、少子化を改善するための各種施策が求められています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を一定規模の企業等に義務化し、仕事と子育ての両立を図れるように、子育て世帯等向けの就労支援に関する各施策を進めています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには社会全体で男女共同参画社会²⁰を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

令和5年度に実施した「ニーズ調査」において、就学前児童の母親で育児休業を取得した人の73%は1年以内に職場復帰をしています。5年前の調査と比較して6.5ポイント減少していますが、89%の人が職場復帰の希望を1年以上と回答しており、実際に復帰した期間と比べて大きな開きがあります。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が56%、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」が27%を占め、経済的な理由も含め仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況が依然あると考えられます。こうしたことから、引き続き事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求めるとともに、育児休業を取得した人に対しても事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランス²¹の重要性について更なる普及啓発が必要です。

事業名	事業内容
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等
	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む「子育てサポート企業」としての認証制度であるくるみん・プラチナくるみん・トライくるみんの周知
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知

²⁰ 「男女共同参画社会」・・・男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会

²¹ 「ワーク・ライフ・バランス」・・・仕事だけではなく、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことが出来ないものであるため、仕事と生活との調和があつてこそ人生の生きがいや喜びが倍増するという考え

第8章 母子保健計画

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 背景

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、市町村及び都道府県が策定するものとされています。

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が重要となります。

ニーズ調査から、子どもと接する時間や気持ちの余裕がないこと、子どもを叱りすぎているような気がするなどしつけやに子育てに関する不安や悩みがあることがわかります。また、子育てで市や地域に望むこととして、子どもの見守りや困ったときの相談や情報の取得ができる場をつくってほしい、妊娠期から就学までの継続した支援などがあげられています。

現在は、家庭環境の変化などにより、子育ての大変さを理解してくれる人がいない、緊急時等に子どもをあずかってもらえる人がいないなど、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・保護者が増えています。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を確保し、すべての妊産婦が安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を過ごすためのサポートをすることを目指しています。

本市では、児童福祉法の改正により令和6年4月に「魚沼市子ども家庭センター」を設立しました。従前の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能を一体的に運営し、包括的な支援と切れ目のない相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働していきます。

2 活動目標

- ① 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる
- ② 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある
- ③ 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる
- ④ 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる
- ⑤ 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

3 母子保健事業の提供体制と量の見込み

活動目標①

安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる

(1) 母子健康手帳の発行

■現状と課題

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援の出発点として、母子健康手帳の交付を保健師が行うことで妊婦の健康、家庭状況などを把握しています。

関係機関と連携し健康相談や支援に努めていますが、妊娠週数が12週を過ぎて交付を受ける妊婦が若干名います。

【妊娠週別交付状況】

令和5年度	11週まで	12～19週	20～27週	28週以降	出産後	計
交付人数	130人	4人	1人	0人	0人	135人

■今後の方向性・施策

妊娠届出及び母子健康手帳交付時を、保健師と妊婦の重要な接点と捉え、保健師による健康相談を積極的に実施し、継続した支援に努めます。また、全妊婦を対象に利用できるサービスや必要な支援についてプランを作成し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
母子健康手帳交付の妊婦への面接実施割合	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 妊婦一般健診助成事業

■現状と課題

県内で統一された1人あたり14回分の健診助成のほか、15回目以降の健診費用の助成を市独自で実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように、母体や胎児の健康状態を定期的に確認し、様々な相談に応じています。

未受診者がでないよう、健診の受診状況を確認し、医療機関と連携していく必要があります。

■今後の方向性・施策

今後も、医療機関と連携し、母体や胎児の異常の早期発見、妊娠の経過を確認することで妊娠や子育ての不安解消につなげます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
妊婦一般健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 妊産婦・新生児訪問事業

■現状と課題

産婦と赤ちゃんの健康状態の確認と産後うつや育児不安への対応を図るため、助産師又は保健師が新生児のいる家庭へ訪問しています。

また、妊娠届出時から支援が必要な妊婦に対してサポートプランを作成し妊娠中から保健師が、相談支援を行っています。

産婦の精神面の把握や支援、授乳に関する不安に対応するために助産師との継続した連携が必要です。

【実施状況】

令和5年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
妊婦	3人	3人	100.0%
産婦	142人	137人	96.5%
新生児	130人	126人	96.9%

■今後の方向性・施策

今後も、新生児のいる家庭へ母子の健康状態、産後うつ、育児不安等の確認等のため、すべての新生児に対しての訪問を目指します。

なお、妊娠届出時から支援が必要な妊婦は、妊娠期から出産後も継続的に保健師等が訪問を行うなどして切れ目のない支援をしていきます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
新生児への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 妊産婦医療費助成事業

■現状と課題

妊産婦の経済的な負担軽減により、安心して出産し、子育てができる環境を整えるため、妊娠届出日から出産翌月までの医療費の自己負担額の助成を行っています。令和2年度から現物給付による助成を行っています。

【実施状況】

令和5年度	延べ助成件数	助成実人数
助成状況	1,719件	234人

■今後の方向性・施策

引き続き、妊産婦の医療費の助成により、経済的な負担の軽減を図り、妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促します。

(5) 不妊治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって不妊治療費は大きな負担となるため、経済的な負担軽減により安心して治療できるよう、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と一般不妊治療に対してそれぞれ治療費を助成しています。

不妊治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携して制度の周知を行っていますが、治療を行うきっかけになるよう継続した制度の周知が必要です。

【実施状況】

令和5年度	特定治療	一般治療
申請件数	21件	2件

※生殖補助医療（体外受精・顕微授精）、一般不妊治療（左記以外の治療）

■今後の方向性・施策

引き続き、不妊治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度の周知を継続していきます。

(6) 不育治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって、不育症²²治療費は大きな負担となるため、経済的な負担軽減

²² 妊娠はするものの、流産・早産を繰り返したり、死産となったりすることで、元気な赤ちゃんを得ることができない状態を指す。

により、安心して治療できるよう、不育症治療費に対して助成しています。

不育治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携し継続して周知を図る必要があります。

【実施状況】

令和5年度	不育治療助成件数
申請件数	1件

■今後の方向性・施策

引き続き、不育症治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度の周知を継続していきます。

(7) 産婦健診事業

■現状と課題

産婦の身体的及び精神的な健康管理及び経済的な負担軽減のため、産後2週間及び産後1か月の健診費用の助成をしています。産婦の心身の健康状態の把握のため、今後も医療機関との連携を深めていく必要があります。

【実施状況】

令和5年度	実件数
助成件数	249件

■今後の方向性・施策

産後の身体や環境等の変化が影響して情緒が不安定になる時期に早期介入・支援できるよう医療機関との連携を継続して図ります。

(8) 産後ケア事業

■現状と課題

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成30年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

開始してからの利用者は少なく、制度周知を積極的に行っていく必要があります。

■今後の方向性・施策

市報及び市ホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度とするために実施医療機関の拡充などの検討を行います。

【実施状況】

令和5年度	実件数
助成件数	3件

活動目標②

健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある

(1) 乳幼児・妊産婦健康相談

■現状と課題

妊産婦や母親が不安を抱え込まず、子どもの成長発達に合わせた育児ができるよう、随時、保健師等が電話や窓口、訪問等で乳幼児の成長発達、妊産婦の健康相談に応じています。

土・日夜間問わず 24 時間体制の「うおぬま健康ダイヤル」では、医師、看護師、保健師等が無料で電話相談に対応できるようにしています。

5 年前の調査と比較して「子育てが楽しいと感じる人」の割合が増加しています。一方で、子どもの年齢が上がるにつれて、「子育てが楽しいと感じる人」の割合が低下する傾向にあり、「相談相手がない人」も見受けられます。

【相談事業】

年度	実績	妊婦健康相談	電話・来所相談者数
平成 30 年度		242 人	337 人
令和 5 年度		211 人	512 人

【健診でのアンケート結果】

平成 30 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	88.7%	77.7%
相談相手がない人	2 人	0 人	1 人
令和 5 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	90.6%	84.2%
相談相手がない人	1 人	0 人	3 人

■今後の方向性・施策

今後も妊娠期から子育て期まで切れ目なく気軽に相談できるよう相談支援に取り組み、各関係機関と連携協働してまいります。

また、相談先を知らずにいる妊産婦等もいるため、母子健康手帳交付時や新生児訪問、乳幼児健診の際に紹介する等、周知方法の工夫、徹底を図ります。

■目標事業量

全乳幼児健診を通じてアンケート回答で下記の率及び人数を目指します。

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
子育てが楽しいと感じる人	92%	92%	92%	92%	92%
相談相手がない人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 妊娠期～子育て期の健康教育

① パパ・ママ準備教室

■現状と課題

妊婦及びその夫を対象に、市の子育て支援の制度紹介や食生活の講話、マタニティリラクゼーション、擬似妊婦体験等を実施しています。座談会では、ママ同士、パパ同士で情報交換をすることで不安が軽減し、安心して妊娠期を過ごすことにもつながっています。

不安や疑問を抱えやすい出産、子育ての経験がない第一子の対象組の参加率を上げていく必要があります。

【実施状況】

令和5年度	開催回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	祖父母等	参加組数	対象組に対する参加率	第一子の対象組に対する参加率
参加状況	4回	67人	30人	33人	4人	33組	23.4%	44.6%

■今後の方向性・施策

今後も安心して出産ができ、家族で育児を協力して行えるよう事業内容の充実を図るとともに、正しい知識や相談先の普及に努めます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
第一子の対象組に対する参加率	45%	46%	47%	48%	49%

② にこにこハッピー子育て教室

■現状と課題

妊婦及びその夫と乳児をもつ保護者や関心のある人を対象に、乳児期のからだやこころの発達に関する知識を得て、健やかな成長発達を促す関わりを学習する教室を開催しています。

近年、インターネットやSNSにより子育てに関する情報が入手しやすい一方、情報過多であることが子育ての不安や混乱につながっていることも少なくありません。

正しい知識や情報を得て、我が子に適した関わりを学ぶことができるよう内容を工夫しながら実施する必要があります。

【実施状況】

令和5年度	開催回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	祖父母等	組	内 訳	
							妊娠期	子育て期
参加状況	2回	75人	22人	27人	26人	27組	9組	18組

■今後の方向性・施策

今後も子どもの健やかな成長、発達のために、適切な情報提供や学習の機会を提供していきます。

■目標事業量 参加者アンケート結果

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
「今後の子育てに活かせる」と答えた人の割合	100%	100%	100%	100%	100%

③ 1歳よちよち教室

■現状と課題

1歳頃の成長発達の目安や心身の発達を促すための関わり大切さがわかり、子どもの成長発達を楽しみながら育児ができることを目的に教室を開催しています。規則正しい生活リズムの大切さ、むし歯予防の意識向上など、成長発達に応じた適切な指導により不安の軽減や必要な知識の習得につながっています。

5年前の調査と比較して、参加率は1割以上増加しています。しかし、参加割合は5割台にとどまっており、子どもとの関わり方に悩みながら育児している親への支援が必要です。

【実施状況】

令和5年度	回数	対象組数	参加組数 (割合)	うち第一子の参加率
参加状況	11回	133組	71人 (53.4%)	58.0%

■今後の方向性・施策

今後も関わり不足・体験不足による発達の遅れの予防や、育児不安の軽減、口腔衛生の意識向上のため教室等の機会を設定します。また、参加率向上のため内容や周知方法の工

夫等の検討を行います。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
第一子の参加率	59%	60%	61%	62%	63%

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■現状と課題

育児経験豊富な訪問スタッフや保健師等が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行っています。

長期里帰り等の場合は必ず連絡を取り状況を確認し、戻ってから訪問しています。

訪問従事者の質が一定に保たれるための研修等が必要です。

【実施状況】

	対象者実人数	訪問実人数	訪問実施率
令和5年度	140人	139人	99.3%

■今後の方向性・施策

今後も生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

さらに、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図ります。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 養育支援訪問事業

■現状と課題

養育に関する支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

児童相談所や保健所、地区担当保健師、福祉担当部署、民生児童委員等の支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠です。

■今後の方向性・施策

今後も途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報を共有し、連携を密にするよう努めます。

また、妊娠期からの支援についても安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
養育支援訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 未熟児訪問

■現状と課題

助産師又は保健師により、未熟児養育医療の対象となった児や、2,500g未満で生まれ健康状態等の確認が必要と思われる児を対象として訪問指導しています。

発育や発達に対する保護者の不安の軽減、医療、福祉等の関係機関との連携が必要となります。

【実施状況】

令和5年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
未熟児訪問	13人	11人	84.6%

■今後の方向性・施策

今後も未熟児養育医療の対象となった児全員の訪問指導を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 発達発育にフォローが必要な児の相談

■現状と課題

乳幼児健診等で発達について経過観察が必要とされた児に対して、言語聴覚士による「こたぼの相談会」や関係機関で実施する「療育相談」や「療育事業」等で、児の発達状況に合わせた具体的な関わりをアドバイスすることで児の発達を促し、育児不安を軽減します。

■今後の方向性・施策

今後も言語聴覚士等の専門職による相談会や「療育相談」、「療育事業」等への適切な支援につなげ、対象児の発達の促進及び保護者の不安の軽減を図ります。

活動目標③

望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる

(1) 離乳食教室

■現状と課題

乳児期からの健全な食習慣の形成を目的とし、子どもの発育・発達に応じた離乳食の進め方、食品の量や種類及び形態を講話だけでなく体験を通し、望ましい食習慣を考える機会としています。また、参加者同士の情報交換の場にもなっています。

課題としては、第一子の参加率が低迷していることです。インターネット等で手軽に情報を得ることができるようになったことや家庭で料理することに対して負担を感じる保護者がいることも要因となっています。また、1歳から入園する子どもも増え、保育園給食についての情報提供や離乳食から大人の食事へと進まないように、幼児食についても伝えていく必要があります。

【実施状況】

令和5年度	ステップ1		ステップ2		ステップ3	
	回数	参加組数	回数	参加組数	回数	参加組数
参加状況	12	79	12	56	12	53

※ステップ1 第1子参加率 75.9%

■今後の方向性・施策

第一子参加率向上のために適正な機会を捉え、参加を促します。

また、離乳食の負担感を軽減するような内容の教室を目指します。

離乳食教室を離乳食と幼児食の内容を取り入れた三段階のコースとし、きめ細やかな相談・支援が受けられる体制づくりを継続していきます。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
(ステップ1)第一子参加率	85%	85%	85%	85%	85%

(2) 歯科保健教育

■現状と課題

魚沼市歯科保健計画に基づき、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を

実施しています。3歳児のむし歯のない子の率は県平均よりも良い状況が続いているので、これを維持していく必要があります。5年前と比較して、むし歯のない子の率は3.7%増加していますが、1人平均のむし歯の本数は0.08本減少しています。

また、成人期の歯科保健対策として、妊娠届出時に妊婦へ歯科保健指導を、4か月児健診時に保護者へお口の健康チェックを実施しています。保護者へ歯科保健指導を行うことで、子どもを含めた家族全体への波及効果が期待されます。

【実施状況】

令和5年度	むし歯のない子の率	1人平均のむし歯の本数
3歳児のむし歯の現状	96.4%	0.11本

■今後の方向性・施策

今後も乳幼児の歯科健診や健康教育など魚沼市歯科保健計画に基づいた事業を継続し、3歳でむし歯のない子の率95%以上の維持を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
3歳でむし歯のない子の率	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

(3) 健診・各種教室での指導

■現状と課題

乳幼児健診や各種教室の中で、生活習慣、生活リズムや1日の食事回数等を把握し、個々の生活状況に合わせた教育、指導を行っています。

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの正しい生活習慣を確立しておくことが望まれます。

【実施状況】

令和5年度	1日3回の食事をしている子の割合	7時までに起床している子の割合
健診の問診結果 (1歳6か月児、3歳児)	99.4%	89.6%

■今後の方向性・施策

今後も健診及び各種教室の場を活用し、規則正しい生活習慣について理解を深めてもらうような健康教育、指導を続け、3回の食事をしている子、規則正しい就寝・起床ができる子の割合を伸ばしていくことを目指します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
1日3回の食事をしている子の割合	100%	100%	100%	100%	100%
7時までに起床している子の割合	90%	90%	90%	90%	90%

活動目標④

子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる

(1) 乳幼児健診

■現状と課題

子どもの成長や発達段階に応じた育児支援ができるよう、乳幼児健診を育児支援の場ととらえ、育児不安の軽減、乳幼児の健康管理、健康増進を図っています。

受診率は高く維持されており、欠席者に対しても通知や電話で受診勧奨を行い未受診理由の把握に努めています。健診に出席できない場合は、地区担当保健師が訪問等により生活・発達状況の確認を行っています。

また平成30年度から、安心して子育てをできる環境づくりの一環として乳児の1か月健診に対する助成制度を開始し、発育状況等の結果把握及び支援の介入が早期にできるようになりました。

子どもとの関わり方に悩む保護者がいることから、引き続き、乳幼児健診を子育て支援の場とすることが求められています。

【受診状況】

令和5年度	4か月児	1歳6か月児	2歳児	3歳児
受診率	100.0%	100.0%	99.4%	100.0%

■今後の方向性・施策

今後も乳幼児健診が子どもの成長発達を知る大切な機会であることを訴え、未受診者には、電話等により個別に周知するなど積極的に受診してもらえるよう働きかけをし、対象児の100%受診を目指していきます。

また、療育事業や保育園、幼稚園と連携を図りながら、子どもや保護者が健やかな生活を送ることができるよう支援を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
全乳幼児健診の受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 予防接種

■現状と課題

保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもの健康管理のため主体的に接種できるように、小学校入学前に受ける予診票を冊子にして生後2か月頃に個別通知しています。

接種の間隔が空くことによって予防接種の接種率が下がる傾向にあるため、麻しん風しん2期の予防接種に対し、年3回の接種勧奨を実施しており、接種率90%以上を維持しています。

令和3年度からは、子宮頸がん（HPV）の予防接種を再開し、積極的な接種勧奨により接種件数は徐々に増加しています。

各種感染症のまん延防止と重症化予防のため、保護者等への啓発普及が今後の課題です。

【接種状況】

令和5年度	四種混合1期初回1回	麻しん・風しん
接種率	93.3%	99.1%

■今後の方向性・施策

乳児期の予防接種が増え接種スケジュールの調整が難しくなっているため、適切な時期に接種ができるよう、健診等の機会に状況確認をして必要なアドバイスを行うとともに、未接種者に対する効果的な勧奨を行い定期予防接種の接種率90%台維持を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
定期予防接種の接種率	90%	90%	90%	90%	90%

活動目標⑤

思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

(1) 学校、保健所等の関係機関との連携

■現状と課題

平成 28 年度から思春期教育に関する情報交換会を立ち上げ、学校、病院、保健所及び本市における思春期保健の現状と取組について、情報を共有する機会を設けています。情報交換を通じて各関係機関の取組を共通理解する機会になりました。

学校からは、周囲が子どもたちの変化に早く気づくこと、子どもたちには SOS の発信ができる力を身につけることが課題として挙げられました。

■今後の方向性・施策

関係機関で情報交換を行い、思春期保健における現状と取組の共通理解に努めます。また、情報交換から見えてきた現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組について検討していきます。

思春期健康教育は、引き続き関係機関と連携しながら進めていきます。

■目標事業量

	1 年目 (R7)	2 年目 (R8)	3 年目 (R9)	4 年目 (R10)	5 年目 (R11)
連絡会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

(2) 思春期における母性・父性を育む事業

■現状と課題

思春期の健康教育は各学校で実施されており、授業の教材として妊婦ジャケットや赤ちゃん人形を貸し出す「物品貸出事業」と、4 か月～1 歳までの赤ちゃんとその保護者が学校へ出向き生徒と触れ合う「ふれあい事業」を行っています。「ふれあい事業」は令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により事業を中断しているため、保護者の意向を確認しながら、再開について検討します。

将来の母性・父性の健全な育成のために、自らが大切な存在であることを自覚し、自己肯定感を高められるよう、学校の教育方針や年間計画に沿った形で実施する必要があります。

■今後の方向性・施策

将来、心身ともに健康な母親・父親になるための重要な課題として、標準的な事業内容を提示する等により全中学校での実施を目指すとともに、各学校と関係機関が連携をして進めていきます。

參考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

(令和7年3月末現在)

区分	団体・機関等	所 属	氏 名	備考
子どもの 保護者	保育園等保護者	ふたば西保育園保護者会	佐藤あゆみ	
	小学生保護者	湯之谷小学校PTA	関 昌宏	
	中学生保護者	広神中学校PTA	坂西由紀子	
	障がい児団体 (家族の会)	さくらんぼの会	中澤 京子	
学識 経験者	魚沼市教育振興会	小出小学校	佐々木政彦	◎会長
	主任児童委員	魚沼市民生児童委員協議会	目黒 和男	○副会長
子育て 支援事業 従事者	私立保育園	小出保育園	山本 都子	
	私立保育園	清心保育園	清水 明次	
	私立保育園	第二たんぼぼ保育園	遠山登志子	
	私立幼稚園	めぐみ幼稚園	羽鳥 敦子	
	公立保育園	つくし保育園	長谷川美紀子	
	学童保育	小出つくしクラブ	松井由紀子	
関係団体	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会	星 敏夫	
公募委員			櫻井 悦子	
			高橋 静枝	

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

○魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 策定の経過

日付	審議内容	出席者数
令和5年7月19日	令和5年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 令和4年度事業評価シートについて (2) 魚沼市公立保育園等再編計画「個別再編方針」について	11人
令和5年2月28日	令和5年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 魚沼市公立保育園等再編計画「個別再編方針」(素案)について (2) 魚沼市こども家庭センターについて (3) 子ども・子育て支援ニーズ調査について	13人
令和6年7月10日	令和6年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 令和5年度事業評価シートについて (2) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果について (3) 第三期 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて	11人
令和6年8月28日	令和6年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第三期 子ども・子育て支援事業計画の構成について (2) 第三期 子ども・子育て支援事業計画 第1部総論、現状と課題、計画の基本的な考え方について	12人
令和6年10月8日	令和6年度 第3回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画 第1部 総論(案)の修正等について (2) 第2部 各論(案)について	人
令和6年 月 日	令和6年度 第4回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第3回会議以降の計画(案)の修正箇所等について	人
令和7年 月 日	令和6年度 第5回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第三期 子ども・子育て支援事業計画(案)について	人

3 パブリックコメントの結果

- (1) 公表資料 第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）
- (2) 実施期間 令和7年1月12日（日）～令和7年2月10日（月）
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、教育委員会事務局子ども課(堀之内庁舎)、各市民センター、北部事務所、同入広瀬分室
- (4) 提出意見の件数 件

第三期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年3月

編集 魚沼市教育委員会事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL : 025-792-9201

FAX : 025-792-5600

E-Mail : kosodate@city.uonuma.lg.jp
